

青木村中小企業者等受注拡大事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この告示は、地域産業の発展を図るため、村内の中小企業者等が受注や販路拡大のために行う事業について、かかる経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者及び経費は、青木村商工会及び青木村商工会加盟事業者並びに村内に事業所を有する中小企業者とする。

2 補助金の交付の条件は、村税の滞納がないこととする。

(対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
国内外で行われる展示会又は見本市において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介するために要する経費のうち、次に掲げるもの。	2分の1以内。ただし、一回当たりの国内の展示会又は見本市にあつては10万円、国外の展示会又は見本市にあつては20万円を限度とする。
1 会場使用料又は小間料	また商工会として参加する場合は、小間料のみとし、その全額補助とする。
2 搬出入経費	
3 説明員派遣旅費	
4 通訳費	
5 会場内又は小間内装飾費	
6 パンフレット、ポスター等の作成費用	

2 合同で出展した場合は、負担した対象経費分を対象とする。

3 国、県その他の助成制度を受けている場合は、対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、受注拡大事業補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、事業の内容を検討して受注拡大事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(補助金の変更交付申請)

第6条 前条により交付決定を受けた者が決定を受けた事項を変更するときは、速やかに受注拡大事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を検討して、受注拡大事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)を交付する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに受注拡大事業実績報告書(様式第5号)に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第9条 村長は、補助金額の確定通知をするときは、受注拡大事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の請求は、受注拡大事業補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付回数)

第11条 補助金の交付回数は、同一年度内において、同一中小企業者等に対して、2回までとする。

(補助金交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 村長は、補助金を受けようとする者又は受けた者が、次の各号に該当するときは補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 事業の執行方法が不相当であると認めたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。